**⑤　国際秩序**

日本の**国家安全保障戦略**（2013年）：国益③

【自由】、【　民主　】主義、【　　　基本的人権　　】の尊重、【法】の支配といった普遍的価値や【　ルール　　】に基づく国際秩序を維持・擁護すること

→以下はルールと国際秩序

**Ⅰ．国際秩序**　　へドリー・ブル『国際社会論』（2000年、原書1977年）

　原書の主題：アナーキカル(無秩序、無政府)・ソサイエティ(メインタイトル)

→ブルはアナーキカルであることは認めている

→アナーキーだけど認めている

→秩序の維持→秩序の概念

１．秩序の概念（1章2節）

①**国際秩序**：国際社会の主要な【　　　基本的目標　　】を維持する活動様式

→行動のパターン

②**国家**：【　政府　】＋【　領域(領土、領空、領海)　】＋【　人口　】

③**国際（主権国家）システム**：十分に国家間の【　　相互作用　　】　他方の行動を意識→国際システムの方が意味的に広い、国際社会より

　④**国際社会**：【　　主権国家　　】から成る社会、国際システムの存在を前提、その一種

1) 共通【　利益　】・価値意識の自覚、2) 共通の【　規則体系　】による拘束、

3) 共通の諸【　制度　】を機能させるための協力

→ホッブスの食うか食われるかの状態とは違う

　⑤**基本的目標**：1)【　　国際社会　　】の維持、2)【　　国家主権　　】の維持、

3)【　平和　】の維持：下位目標、「平和および安全保障」（国連憲章）、

4) 【　暴力　】の制限、約束・【　合意　】の遵守、所有・【　主権　】の安定化

→もともとみ、領土は王様の持ち物→所有と主権の概念は密接である

→国際社会では平和は絶対的目標になっていない

→平和は単独では用いられていない→積極的平和主義

→安全保障→Peace&Security→平和が乱れてしまった場合→武力行使は正統

→平和と安全保障は対になって使われている

２．秩序の維持（3章4節）

　①**共通利益**：社会生活の【　　　基本的目標　　】についての国家間での認識

→利益は国家の目標であることが現れている

　②**規則**：基本的目標に一致する行動の指針　国際法　道義的規則など

　　1)世界政治の根本的・構成的規範原則：「【　主権　】国家からなる社会」という観念、

2)【　共存　】の規則（１⑤4)参照）、→約束合意の遵守

3)国家間の【　協力　】を規律する規則　WW2以降、経済・社会・通信・環境分野増加

　③**制度**：共通目標の実現へ向けて具体化された習慣と実行の集まり

　　1)【　　勢力均衡(balance of power)　　】、2)【　　国際法　】、3)【　外交　】、4)【　戦争　】、5)【　大国　】による管理

→大国→G7、G20による管理

→なぜ戦争が政府？→侵略→自衛権を行使、かなり小さくなる

　　手段としての戦争：【　勢力均衡　】を維持、【　　国際法　】を強制、【　法　】に変更を促す

→法→現状維持の嗜好が強い

→戦争違法化→国家の政策手段

→アメリカが武力行使をちらつかせる→北が柔軟になってきた

→イラン(イスラエルの敵)への威圧→9月選挙への兆し→アメリカ内のユダヤ系の人々へのアピール

→国際社会→無政府だが戦争状態ではなく(ホッブスみたいに)、社会がある、リアリズム的考え方

**Ⅰ．リベラルな国際秩序**　　G John Ikenberry, *Liberal Leviathan* (2011)

　　国際秩序：諸国家間の関係を導く確立した【　ルール　　】や【　　取り決め　　】

→ルールは重要！

１．国際秩序の一種（1章）

【　開放的　　】で緩やかに【　ルール　　】に基づく秩序

開放的：相互の利益を基礎とした【　貿易　】や交流

→自由貿易は開放的、保護貿易は閉鎖的

ルールや制度は【　　ガバナンス(統治)　　　】のメカニズムとして作用する。

→国際政治は社会→Governance by Government

→そのためにはルールや制度が必要

理念型：諸国家が【　　相互主義　　】と制度化された【強調　　】に従事する。【法　】の支配

２．国際秩序の変遷（1章）　【　環境　】志向的大戦略

→アメリカをどういう風に変えていくか、国際秩序のために

→米は最初に環境を変えた！

→リベラルな国際秩序

1. 19世紀：【　　イギリス　　】主導、【　　自由貿易　　】、金本位制度、海洋の自由、大国間の応化

非リベラル的側面：【　帝国　】主義、【　　植民地　】主義、

1. 20世紀：【　　アメリカ　　】主導、より複雑なルールや制度的協調

→ぱックス・アメリカーナへ、パックス・ブリタニカから

1)WWI後：【　　　ウィルソン　　】大統領　集団安全保障、開放的貿易、民族自決

→リベラル崩壊

2)WWII後：【　　　ルーズベルト　　　】大統領　国連・ブレトンウッズ制度(国際金融)

→グローバルを最初に考えていた、

冷戦の進展⇒【　西側　】中心のシステム、米国中心の【　　リベラル　　】な覇権的秩序へ

→アメリカの世界経済の占める割合→半分を牛耳っていた

　　3)冷戦後：【　西側　】中心のシステムが【　世界　】的なシステムへ拡大・発展

３．ルールと制度の覇権的利用（102-109）

①**覇権的支配の実施**【　コスト(費用)　　】**の低下**：同意に基づく遵守

→相手の国も同意してルールに従う→いつも米が軍隊を派遣しないために

1. **秩序とそこにおける地位の**【　正当性　】**の強化**：覇権国の自制とコミットメント

→覇権国の自制により、弱小国が従っていく

1. **将来の権力的**【　地位　】**への投資**：制度の安定性⇒覇権国の優位の維持

→制度は安定→国連憲章→常任理事国

→派遣国の優位の維持

**Ⅳ．公海自由の原則と日本の対応**

１．「公海自由の原則」をめぐる動向　　『白書』118-128, 170-173, 209-210

ルールとしての着目

→慣習法

**公海の自由**（国連海洋法条約87条）：【　航行　】の自由、【　上空飛行　】の自由

**→**P.123

1. 東シナ海【 防空】識別区（ADIZ）設定　中国国防部の規則の強制 図表（123）

　　2004年　中国の原子力潜水艦　日本の領海内での潜没航行　⇔【無害通航】権

→潜水艦の場合は旗を掲げなければいけない

　　「日中防衛当局間の【　海空　】連絡メカニズム」早期運用開始　本年5月9日に合意

→11年越しの競技、日中韓での競技

1. 南シナ海「【　九段　】線」内における諸島の領有権を主張　急速な拠点整備（P171）

　2016年の比中仲裁判断で中国の権利の【　歴史　】的権利は否定　埋立て活動などの違法性の認定

→歴史的権利とは？→曖昧

→中国のメンツはくそ→しかし、フィリピンの大統領がドゥテルテに

→審議途中に変わり、フィリピンに有利な風にはならなかった、、、

→中国は特をした

→フィリピンにとって有利な判決が出たのは裏で威圧的に使われた？（教授の推測）

２．日本の国家安全保障戦略　　『白書』資料（464-465）

　海洋安全保障の確保：1) 法の支配、「【　　開かれ　】安定した海洋」の維持・発展

2) 海洋【　監視　】能力の強化、3)シーレーン沿岸国等の海上【　保安　】能力の向上

質問コーナー

フィリピイの中国の領土問題

→仲裁裁判→基本的に強制力はない、法の執行における

→中国としては痛くなかった、無視、批判

→中国としては認めたくなかった

→既成事実が積み重なるのをフィリピン側からしたら止めたかった

国際秩序→国連の組織

→組織自体の平和

→安全保障→平和が侵害された時にどう取り戻すかが重要

法の支配→国際秩序の話

→法どのように扱われているの？

→リアリスト→法律じゃない！→国内法とはちがう！→バックアップする検事、裁判官がいない！→手段じゃね？覇権国によるパワーに基づく

→リベラル→アメリカの勢力に関わらずその法は残り続ける

→ポイント→世界せいふ、バックアップする司法がない